

保守契約実施要領(その1)

エアネットコンカレントサービスシステム

<オンライン診断バージョン>

A.UWXY1500FYR

1. オンライン診断・監視

オンライン診断監視装置取り付け後、オンラインを使って保守機器の運転状況をダイキンのエアネットコントロールセンターで24時間体制で監視し、保守機器の故障を予知・予防すると共に、下記の事項を行う。

- ① 異常及び故障予知発報時の出動サービス
- ② 運転データの定期報告
- ③ 運転データを蓄積・分析し保全計画を提案する
但し、保全計画実施は別途料金とする

2. オフライン定期点検作業

* オンライン診断・監視できない箇所・項目を現地で年1回点検する。

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れの有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 運転状態の良否判定
- ⑤ 各部ネジの増し締め
- ⑥ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑦ 熱交換器の汚れ、および腐食度合いの点検
- ⑧ 点検表の作成

但し、下記3項目についてはオンライン診断データを基にしたエアネットオンライン診断報告書による。

- ⑨ 各部圧力データ
- ⑩ 各部温度データ
- ⑪ 圧縮機の運転積算時間データ

3. 整備作業

1) 契約範囲作業

エアネットコンカレントの特約として、下記を契約範囲内とする。

- ① 故障発生時の修復作業
但し、以下の作業については契約範囲外とする。
 - ・1 圧縮機積算運転時間24,000時間又は設置後5年を超えた機器の修復作業
 - ・2 改造、改装(電源回路の変更、エネカット等)の履歴のある機器の修復作業
 - ・3 塩害地域に設置した機器の修復作業
 - ・4 通常の修復作業以外の作業(重機作業・夜間割増等)
- ② 正常運転をするための冷媒、油の補充
- ③ 消耗、疲労等により障害発生が予測される個所の調整修復作業

2) 特別整備作業 (別途有償作業)

契約範囲作業以外の点検、補修、整備等をいい、その主たるものは下記のとおりとする。

- ① 熱交換器の洗浄作業
- ② 消耗部品の調達及び交換・調整修復作業等
- ③ 天災地変、火災労働争議などに起因して生じた事故の修復作業
- ④ 保守機器以外の設備に起因して生じた2次的事故の修復作業
- ⑤ 取扱い不良に起因して生じた故障の調整修復作業
- ⑥ 保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業
- ⑦ その他本書に明記無き事項

保守契約実施要領(その2)

エアネットコンカレントサービスシステム

<オンライン診断バージョン>

B.ビル用マルチ室外機

1. オンライン診断・監視

オンライン診断監視装置取り付け後、オンラインを使って保守機器の運転状況をダイキンのエアネットコントロールセンターで24時間体制で監視し、保守機器の故障を予知・予防すると共に、下記の事項を行う。

- ① 異常及び故障予知発報時の出動サービス
- ② 運転データの定期報告
- ③ 運転データを蓄積・分析し保全計画を提案する
但し、保全計画実施は別途料金とする

2. オフライン定期点検作業

* オンライン診断・監視できない箇所・項目を現地で年1回点検する。

(1)ビル用マルチ室外機

- ① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定
- ② 油漏れ、水漏れの有無のチェック
- ③ 運転音、振動のチェック
- ④ 運転状態の良否判定
- ⑤ 各部ネジの増し締め
- ⑥ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑦ 熱交換器の汚れ、および腐食度合いの点検
- ⑧ 点検表の作成

但し、下記3項目についてはオンライン診断データを基にしたエアネットオンライン診断報告書による。

- ⑨ 各部圧力データ
- ⑩ 各部温度データ
- ⑪ 圧縮機の運転積算時間データ

(2)氷蓄熱ユニットの点検作業内容

* 年1回点検

- ① 水漏れのチェック
- ② 冷媒漏れのチェック
- ③ 蓄熱運転確認
- ④ 点検表の作成

3. 整備作業

1) 契約範囲作業

エアネットコンカレントの特約として、下記を契約範囲内とする。

- ① 故障発生時の修復作業
但し、以下の作業については契約範囲外とする。
 - ・1 圧縮機積算運転時間24,000時間又は設置後10年を超えた機器の修復作業
 - ・2 改造、改装(電源回路の変更、エネカット等)の履歴のある機器の修復作業
 - ・3 塩害地域に設置した機器の修復作業
 - ・4 通常の修復作業以外の作業(重機作業・夜間割増等)
- ② 正常運転をするための冷媒、油の補充
- ③ 消耗、疲労等により障害発生が予測される個所の調整修復作業

2) 特別整備作業 (別途有償作業)

契約範囲作業以外の点検、補修、整備等をいい、その主たるものは下記のとおりとする。

- ① 熱交換器の洗浄作業
- ② 消耗部品の調達及び交換・調整修復作業・交換用エアフィルター・電池等
- ③ 天災地変、火災労働争議などに起因して生じた事故の修復作業
- ④ 保守機器以外の設備に起因して生じた2次的事故の修復作業
- ⑤ 取扱い不良に起因して生じた故障の調整修復作業
- ⑥ 保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業
- ⑦ その他本書に明記無き事項